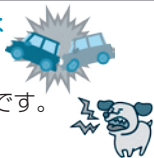


第三者行為によるケガ・病気を、国保で治療を受けた場合は届出が必要です！

◆第三者行為によるケガ・病気とは

- 交通事故
- 他人の飼い犬にかまれた
- など他者にその原因があるものです。



◆治療費は…

通常、治療費は窓口負担以外の費用を健康保険で負担しているのですが、第三者行為による医療費に限り加害者が負担することが原則です。ただし、交通事故など自分にも過失がある場合は、過失相当を健康保険で負担します。

◆安心してください

本来加害者が支払うべき治療費の負担を治療を受ける人が立て替えることがないように、国民健康保険証を一時的に使用することができます。

国民健康保険（以下国保）は加害者に代わって、一時的に費用を立て替えますが、その費用は後から加害者に請求します。

◆注意してください

すでに相手と示談が成立している場合には、保険給付の適用ができない場合があります。示談が

成立する前に、ご連絡ください。

◆届出はお早めに！

国保は加入者みなさんの税で保険給付を行っています。本来給付の必要のない第三者行為に対する給付を行うことは、みなさんの税の正しい使い方ではありません。届出は早めをお願いします。

◆届出を行わないと…

第三者行為による治療と疑われる場合、世帯主へ届出勧奨の通知をします。届出を行わないと、医療費を全額請求させていただく場合がありますので、通知を受けた際は、すみやかにご連絡ください。

高額療養費の通知についてのお知らせ

今月の高額療養費（主に10月診療分）の通知は処理システムの変更に伴い、12月中の通知が困難となります。ご迷惑をおかけしますが、該当した場合は来年1月に通知しますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。



問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

自分の健診結果から生活を見直し健康を守りましょう

毎月17日は
減塩の日

さあ 減塩！




※その他詳細は日本高血圧学会ホームページからJSH減塩食品リストをご覧ください
《参考：日本高血圧学会HPから抜粋》



減塩食品に変えることでこんなに減塩できます！

今回は佐賀県民の塩分摂取の現状をお伝えしました。みなさんはどう感じられたでしょうか。多久市はどれくらい摂ってるんでしょうね。食塩にあふれた現在の環境で減塩の努力をすることは決してたやすくはありません。次のような減塩食品や減塩調味料を使って、減塩に取り組んでみませんか？

減塩食品に変えるだけで、塩分量は半分に（°°）

 しょうゆ 大さじ1杯 2.6g ↓ 50% 減 1.3g	 味噌 大さじ1杯 2.2g ↓ 55% 減 1.0g	 塩 小さじ1杯 6g ↓ 50% 減 3g
---	---	--

減塩調味料の一例です

問い合わせ 健康増進課 ☎75-3355